

MMF（マネー・マネージメント・ファンド）累積投資契約約款

1（約款の趣旨）

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と、三井住友信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の日々決算型追加型公社債投資信託（MMF型）の受益権（以下「MMF」といいます。）の累積投資（別の名称で同様の取引も含みます。）に関する取り決めです。当社は、別途個別にMMF累積投資約款を定める場合を除き、この契約にしたがって、お申し込みいただいたMMFの累積投資契約（別の名称で同様の契約を含みます。以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

2（申込方法）

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、これを当社の本・支店および営業所（以下「取引店」といいます。）に提出することによって契約を申し込むものといたします。ただし、すでにほかの受益権の累積投資契約が締結されており、当社が認めた場合に限り第1回目の払込金の払込みをもって契約の申し込みが行われたものとします。
- (2) 契約が締結されたときは、当社は直ちに申込者のMMF累積投資コースを設定します。

3（金銭の払込）

申込者は、MMFの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものといたします。

4（取得の時期および価額）

- (1) 当社は、申込者から取得の申込があった日の正午以前に払込金の受け入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて申込日の翌営業日正午までに払込金を受け入れるものについては申込日の翌営業日に、MMFを申込者に代って取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受け入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申し込みに応じないものとします。
なお、上記の「払込金の受け入れを当社が確認できたもの」とは、取引店内で確認されたものに限ります。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受け入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、MMFを申込者に代って取得します。
- (4) 取得されたMMFの権利ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。
- (5) MMFにおける買付けの申込の当社による取次にかかる手数料等は、不要とします。

5（振替決済口座への記載又は記録）

- (1) この契約によって取得したMMFは、社債、株式等の振替に関する法律に基づく投資信託振替制度において取扱う当社で開設していただいた受益権に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載又は記録いたします。
- (2) 当社は、振替決済口座を開設いただいたときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

6 (果実の再投資)

- (1) 前条第1項の振替決済口座に記載又は記録されているMMFの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代って当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でMMFを申込者に代って取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、MMFを申込者に代って取得します。

7 (最低解約単位)

MMFの解約については、口数指定（1口以上1口単位）によるものとします。

8 (解約申込の取次時期と適用価額等)

- (1) 申込者から解約の申出があった日を解約受付日とします。
- (2) 申込者に代わって受領した解約代金は、原則、当該解約にかかる所定の手数料および諸経費等を差引いた残額を、解約受付日の翌営業日以後に、申込者が、あらかじめ指定した預金口座に自動的に入金します。
- (3) 解約代金の計算については、受渡日の前日の基準価額を適用します。なお、当該解約代金に充当されるMMFの買付け代金の取得日が、受渡日から遡って30日以内の場合には、MMF 1万口あたり10円の信託財産留保額を当該解約代金から差引きます。
- (4) 解約にかかるMMFについては、取得日（前月以前に取得された部分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの収益分配金等の果実は、当社が申込者に代わって受領し、解約代金から所定の手数料および諸経費等を差引いた残金とともに、申込者があらかじめ指定した預金口座に自動的に入金します。

9 (解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
 - ① 申込者から解約の申し出があったとき
 - ② 当社がMMFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ③ MMFが償還されたとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社がお客さまに代わって当該投資信託受益権の受託銀行から振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権の解約金を受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。

10 (申込事項等の変更)

- (1) 改名・転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。この届出の前に生じた損害については、当社はその責を負いません。
- (2) 前項の届出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

11 (その他)

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。
 - ① 前条第1項による届出の前に生じた損害
 - ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いを

したうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
 - ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
 - ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第8条による解約金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
 - ⑥ 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときに、当社が臨機の処置をした場合に生じた損害
- (3) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他、その必要を生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以 上

(2020年4月1日現在)